

神奈川がん克服県民会議設置要綱

(設置)

第1条 がんにならない・負けない いのち輝く神奈川づくりを目指す「神奈川県がん対策推進計画」(以下「がん対策推進計画」という。)を県民、企業、学校、行政が一体となり、円滑に推進するために、「神奈川がん克服県民会議」(以下「県民会議」という。)を設置する。

(県民会議の構成等)

第2条 県民会議の構成は、別表のとおりとする。

(会長等)

第3条 県民会議に会長1名及び副会長2名以内を置く。

2 会長は、委員が互選し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会議の議長を務め、県民会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 県民会議は、次の事項を所掌する。

(1) がん対策推進計画の推進のための県民運動の総合調整に関すること。

(2) がん対策推進計画の普及啓発に関すること。

(3) その他がん予防等に関すること。

(部会)

第5条 会長は、がん対策推進計画の推進のための県民運動の展開上特に必要な課題について検討するために部会を設置することができる。

(運営)

第6条 県民会議及び部会は、必要により会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を県民会議及び部会に出席させることができる。

(事務局)

第7条 県民会議の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課及び公益財団法人かながわ健康財団が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議等の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成28年7月20日から施行する。
附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(別表)

(公社)神奈川県医師会
(公社)神奈川県栄養士会
(公社)神奈川県看護協会
(公財)かながわ健康財団
神奈川県厚生農業協同組合連合会
神奈川県国民健康保険団体連合会
(一社)神奈川県歯科医師会
神奈川県私学保護者会連合会
神奈川県消化器がん検診機関一次検診連絡協議会
(一社)神奈川県商工会議所連合会
神奈川県商工会連合会
神奈川県消費者団体連絡会
神奈川県食生活改善推進団体連絡協議会
(公社)神奈川県食品衛生協会
(公財)神奈川県体育協会
神奈川県スポーツ推進委員連合会
神奈川県地域婦人団体連絡協議会
(一社)神奈川県調理師連合会
神奈川県PTA協議会
神奈川県民生委員児童委員協議会
(公社)神奈川県薬剤師会
神奈川県立高等学校PTA連合会
NPO法人神奈川県レクリエーション協会
(公財)神奈川県老人クラブ連合会
神奈川県労働者福祉協議会
(株)神奈川新聞社
(福)神奈川県社会福祉協議会
禁煙、受動喫煙防止活動を推進する神奈川会議
健康保険組合連合会神奈川連合会
(株)テレビ神奈川
(公財)神奈川県公園協会
全国健康保険協会神奈川支部
厚生労働省神奈川労働局
横浜市健康福祉局
川崎市健康福祉局
相模原市健康福祉局
横須賀市健康部
藤沢市保健医療部

茅ヶ崎市保健所
神奈川県都市衛生行政協議会
神奈川県町村保健衛生連絡協議会
神奈川県健康医療局